0	$\circ \circ \circ$	0 0 0	_ 0	0 0	* O C	_
【公布日施行】――――――――――――――――――――――――――――――――――――	介護サービスの基盤強化のための介護保険)健康保険法等の一部を改正する法律(平成地域再生法(平成十七年法律第二十四号)	) 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)) 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十三年法) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改	て二年を超えない範囲内において政令で定め、地域における医療及び介護の総合的な確保	地域における医療及び介護の総合的な確保老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三	された同法第二十六条の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律(平成介護保険法(平成九年法律第百二十三号)	<ul><li>社会福祉法(昭和二十六年) 社会福祉法(昭和二十六年)</li></ul>
を図るための健康保険法等の一部を改正する法律(令和元年法律第九号)(抄)(附則第八条関	法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第七十二号)(抄)(附則第七条関係)十八年法律第八十三号)(抄)(附則第六条関係)【公布日施行】 ——————(抄)(附則第五条関係)【令和三年四月一日施行】————————————————————————————————————	(抄) 律第六 る	3る日施行】 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	『の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)(抄)(第六条関係)【公布日施行】  号)(抄)(第五条関係)【令和三年四月一日施行】	介護保険法(抄)(第四条関係)【公布日又は令和三年四月一日施行】――――――――――――――――――――――――――――――――――――	(抄) (第二条関係)【公布の日から起(抄)(第一条関係)【公布の日から起
関     係     86   82	公		算   し   64	63 59	の   と   51 39	

(届出等)	3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定す	市町村老人福祉計画   市町村老人福祉計画   市町村老人福祉計画   前項の老人福祉事業に従   潜置に関する事項   世間に関する事項   付 (略)   (地)   (地)	第二十条の八(略)(市町村老人福祉計画)正
	講ずる措置に関する事項 及び資質の向上並びにその が項に規定する事項のほか	画) 「はおいては、前項の目標のほか、次に掲げよう努めるものとする。 事する者の確保及び資質の向上並びにその 事する者の確保及び資質の向上並びにその の向上のために講ずる都道府県と連携した	案
(届出等)	4~7 (略) 3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか 3 都道府県老人福祉計画においては、前項に規定する事項のほか 2 (略)	(略) (略) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設	第二十条の八 (略) (市町村老人福祉計画) 現
	の向上のために講のにする事項のほか	の方策について定めるよう努めるもの方策について定めるよう努めるも	行

第二十 者 であつ 事 定める施設でないものをいう。 ることを約する場合を含む。 < 症 7  $\mathcal{O}$ は食 は、 供与 に 対応型老人共同生活援助事業を行う住居その 同じ。 九 次 あ て 事 条 (他に委託して供与をする場合及び将来において供与をす )をする事業を行う施設であつて、 の各号に 6 厚生労働  $\mathcal{O}$ かじ 介 有 護、 料老人 め · 掲げ 食事 省令で定めるも その施設 ホ る事 の提供又はその他の日常生活 ] A 項を届け (老 第十三項を除き、 を設置しようとする地 以下同じ。 人を  $\mathcal{O}$ 出 入居させ、 以 なけ 下 れば を設置 「介護等 老 ならな 他厚生労働省令で 以下この条にお 入浴、 人福 で都道 上必要な便 しようとする 祉 という。 施設、 排 せ つ若 府 認 県 知 知 宜 L

略

削 3

(削る) (削る)

削 る

略

2 都 に 道 変更を生じたときは、 府県 頃の 知事 規定による届 に 届け 出 なけ 出 変更の日から一月以 をし ればならない。 た者 は、 厚 生 労 分内に、 働 省 令 その旨を当該 で定 める事 項

3 略

 $_4|$ 滞 なく は 所 道 在 府 その 県 地  $\mathcal{O}$ 知 市 旨 事 町 を は 村 長 当 前 該届 通 項 知 出  $\mathcal{O}$ しなけ 規 倸 定 にる有 12 よる ればならな 料老人ホー 届 出 がさ ムの れ たとき 設置 予 は 定地 遅

5 する 該 有料老 市 法 町 住 い 宅 律 疑 村 人ホー を 長 V.  $\widehat{\Psi}$ 除 は が 成 あ ムの設置予定地又は所在 第 る有 +年 料 項 を 発見 老 か 法 律 人ホ 5 L 第 第 たとき 項 + $\Delta$ まで 号 高 は の規定によ 齢 遅滞 地の都道府県知事に 者 第  $\mathcal{O}$ 条第 居 な 住  $\pm$  $\mathcal{O}$ る 届出 安定 そ 項 がさ 旨 規 確 定す 保に関 通 ħ 当 る 知

> 第二十 者は、 事 定める施設でないものをいう。 て同じ。 ることを約する場合を含む。 < 症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その  $\mathcal{O}$ であつて厚生労働 供与 、は食事 に、 あらかじめ、 条 次の各号に掲げる事項を届け出 (他に委託して供与をする場合及び将来において供与をす )をする事業を行う施設であつて、  $\dot{\mathcal{O}}$ 介護、 有料老 人ホ 省令で定めるもの 食事の提供 その施設を設置しようとする地 (老人を入居させ、 第十一 又はその 以下同じ。 項を除き、 (以 下 他 なければならない の日常生活上 「介護等」 を設置しようとする 老 他厚生労働省令で 以下この 人福 入浴、 元の都道 祉施設、 とい 必要な便 排 条に せ 、 う。 府県 0 認 お 知 知 宜

九

j

ム

略

三 条例 定款 そ 0) 他  $\mathcal{O}$ 基 本 約款

비치되메 事業開: 始 0) 予定 年 甪 日

施設  $\mathcal{O}$ 管理 者  $\mathcal{O}$ 氏 名及 び 住所

施設にお て供与をされる介護等  $\mathcal{O}$ 内

略

2 府県 更 る生じたときは、 前 知事 項の規・ に に届け出れ 定による届 なけ 変更 ればならな 出  $\mathcal{O}$ をした者 日 から 二月 は、 以 司 内に、 項 各号 その旨を当該都道 に掲 げる事 項に 変

3 略

(新設

(新設

するよう 努め るも 0 とす

#### 6 14 略

15 とき たと認めるとき、 項 ことを命ずることが 行 ま は、 為をし、 で 道 府県 の規定に違 当 該 知 又はその運営に関し 設置者 事 は、 その他 反したと認め 有 できる。 に 対し 料老 己入居者 人ホ て その改善に必要な措置をとるべき  $\mathcal{O}$ るとき、 ] 保護 ムの 入居者の利益を害する行為をし 設置者 0) 入居者の ため必要があると認める が 第六項 処遇に関し不当 カュ 6 第 十

## 17 略

18 16 村 る命令 長に を受けた有料 都道 地 域密着 をし 通 府 知し 県 たときは、 型特定施 知 なけ 事 こ老人ホ は、 れ ればなら 設 介 遅滞 入居者生活介護の指定に係 護 1 L 保険法第四十二 なく、 の設置 ない。 その旨を、 者に対して第 条 0 当該指定 第 + るも 六項の規定によ 項 のに 本 をした市 文の 限る。 指 町 定

19 助 ょ の安定を図る を行うように努めるも る命令を受けたとき、 道 護 府 \等の供 与を継 県 知事 ため必要があると認めるときは、 は 有料老 続的 その 0) 人ホ とする に受けるため 他入居  $\Delta$ 者 0) 設  $\mathcal{O}$ 心身の に必要な助言その他 置 置者が第 健 当該入居者に対 十六 康の保持及 項  $\mathcal{O}$ 規定 の援 び 生 に

#### (緊急 時 に お ける 厚 生 労 働 大 臣 の事 務 執 行

第 項 Ξ さ に . よる認 んは有 十四四 労働大臣 れ 及び 道 7 府 いる 料 第 県 条 の 二 老 可 知 + 人ホ -六項 が 認 事  $\mathcal{O}$ 事 務 取 0 める場合にあつては、 は  $\mathcal{O}$ 消 権 第 ムの 限に 規定に + L 養護 を除 八条 入居 属 老人ホ より都 第 するも 者 )又は第 項  $\mathcal{O}$ 道府県 のとされてい 保 及び第十九条第 込若 護 0) 知事の 厚生労働大臣又は都道府県 ため <del>-</del> くは 緊緊急 九条第十 ・る事務 特 権限に属するも  $\mathcal{O}$ 别 必要が 項 養護老 の規定によ 同 項 あ 人ホーム 項 ると厚 第  $\mathcal{O}$ 規定 のと 十五 ŋ

#### 4 12 略

13 とを命ずることができる。 きは、 行為をし、 までの規定に違反したと認めるとき、 と認めるとき、 都 道 府県知 当該設置者に対して、 又はその運営に関し入居者 事 その は、 他入居者の保護のため必要が 有 料 老 人ホー その 改善に必要な措置をとるべきこ ムの 入居 設置者 の利益を害する行為をした 者の が 第四 処遇に関 あると認めると 項 カコ し不当 6 第 九 項

# 16 14 15

る命令をしたときは、 村 )を受けた有料老人ホームの設置 、地域密着型特定施設入居者生活介護の指定に係るも 都道府県 長に通知しなければならない。 知事 は、 介護保険法第四十二条 遅滞なく、 その 一者に対して第 旨を、 <u>の</u> 当該指定をした市 第 十四項の 項 本  $\mathcal{O}$ 規 文の に限る。 定によ 指 町

17 Ļ 助を行うように努めるものとする よる命令を受けたとき、その他入居者 活の安定を図るため必要があると認めるときは、 都道· 介護等の供与を継続的に受けるため 府県 知事 は、 有料老人ホームの設 の心身の に必要 置 |者が 女な助言 健 第 当該入居 康の 十四四 保持及 その 項  $\mathcal{O}$ 岩に対 規 の援 び 定 生に

### (緊急 時に おける厚生 労働大臣 . の事 務 執

第 生労働大臣が認める場合にあつては、 され 項 に 又 ! よる認 及び 十四四 んは有 道府 てい |条の二 第 県 、る事務 が知事の 十四四 人ホ  $\mathcal{O}$ 項 取 権限に属するものとされている事 は、 の規定により都 消 第 ムの しを除く。 十八条第二項及び 養護老人ホーム若 入居者の 又は 保護の 道府県知事の 第 第十九条第一 厚生労働大臣又は都道 ため しくは特 二十九 緊急 条 権限に属するも 第 別  $\mathcal{O}$ 務 項 必 養護老 要があ 0) 同 項 規定に 項 人ホーム ると厚 第  $\mathcal{O}$ 府県 規定 のと 士

知事が行うものとする。

2·3 (略)

は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者第三十八条第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十六

下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。よる命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、六月以第三十九条第十八条の二第一項又は第二十九条第十五項の規定に

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為

一 (略)

み、妨げ、若しくは忌避したとき。若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、の報告をし、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽一 第二十九条第十三項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

二・四(略)

各本条の罰金刑を科する。

ときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、二十九条第十六項に係る部分に限る。)又は前二条の違反行為を一の他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十八条(第第四十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人そ

知事が行うものとする。

2・3 (略)

以下の罰金に処する。
項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円第三十八条 第二十条の七の二第二項の規定又は第二十九条第十四

金に処する。
よる命令に違反した者は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰第三十九条 第十八条の二第一項又は第二十九条第十三項の規定に

をした者は、三十万円以下の罰金に処する。 第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

(略)

み、妨げ、若しくは忌避したとき。若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒の報告をし、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、の報告をし、又は同項の規定による報告をせず、若しくは虚偽二 第二十九条第十一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽

三・四 (略)